

本校の「いじめ防止基本方針」の改定について

須賀川市立白方小学校

1 改定の方針

- (1) 全職員で「定義」「組織」「対応」等、自校の基本方針の内容を再確認する。特に、「定義」の理解が全員一致するまで徹底する。
- (2) 「専門委員会からの提言」の提言1～4（下記）にもとづき見直しを行う。
 - <提言1> いじめ防止基本方針の確認と徹底
 - <提言2> いじめ防止基本方針の策定場面に現場の声を入れること
 - <提言3> 教職員間の連携を密にして組織的に対応すること
 - <提言4> 人的組織の充実と外部資源の活用
- (3) 第4回校長会議（1月25日）で配付される「市基本方針」を参酌し見直しを行う。
- (4) 改定作業には全教職員が参画する。
- (5) 保護者及び学校評議員に改定案を公表し、意見を集約する。
- (6) 改定案に対する意見を加味し、3月23日までに新たな方針を公表する。
- (7) 新たな方針は次のような方法で公表する。
 - ① 印刷して家庭実数で配付する。合わせてPTA総会参会者に説明を行う。
 - ② 学校HPにアップする。

2 見直しの具体的な視点

<提言1～4>より

- (1) いじめ防止基本方針は教職員間で共有されているか。<1>
- (2) 一度策定しただけで終わりせず、少なくとも毎年基本方針の内容について検討を加えているか。<1>
- (3) いじめ防止基本方針の策定場面に全ての教職員が参加しているか。<2>
- (4) 教職員どうしの連携を密にして組織的に対応しているか。<3>
- (5) 養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター等の校内資源を活用する体制が整備されているか。<4>
- (6) スクールソーシャルワーカーや保健師、福祉系の相談支援専門員等、関係諸機関との連携を検討しているか。<4>

<平成29年12月25日 臨時校長会「今後の取組みについて」>より

- (7) 情報を止めずに共有できているか。
- (8) 学級担任に一任せず複数で対応しているか。
- (9) 保護者との関係を切らずに組織で連携できているか。(双方向のやりとり、フォローアップ)
- (10) 安易な解消の判断をせず、組織で慎重に判断しているか。

<平成29年3月24日「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について（通知）>より

- (11) PDCAサイクルを学校いじめ防止基本方針に盛り込み、取組状況を学校評価の評価項目に位置付けること
- (12) いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること。
- (13) 学校いじめ防止基本方針は、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、その内容が容易に確認できるようにすること。
- (14) 学校いじめ防止基本方針の内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関に説明すること。
- (15) 学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手段及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めること。

3 改定のスケジュール

平成30年	1月	9日(火)	職員会議にて改定について説明、改定作業に着手
		22日(月)	P T A役員会で現段階の改定案(案)を参考資料として提示
		25日(木)	市校長会での「市基本方針」を参酌し、改定案(案)を作成
		26日(金)	改定案(案)を職員に配付
		29日(月)	改定案(案)を協議①(全職員)
2月	2日(金)	同	②、最終確認(全職員)
		5日(月)	「改定案」を保護者に周知(配付) 学校評議員にも「改定案」を送付
		14日(水)	保護者及び学校評議員からの意見の集約、「改定版」を作成
		19日(月)	職員会議にて「改定版」を全職員で確認、決定
		23日(金)	実家庭にて保護者に配付、学校評議員に送付 P T A総会にて「改定版」を説明・周知 「改定版」をホームページにアップ

4 その他

- (1) 改定作業は全職員の参画のもとで行うが、たたき台の提案や会議の準備・進行等は、生徒指導主事および教頭で行う。
- (2) 毎年、改定作業をP T A総会までに行い、次期「基本方針」をP T A総会にて配付・説明するようにする。